

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当本えびす講社は今後更に大勢の方々にもご神徳をお受け頂きたく講員各位におかれましては、皆さまお誘い合わせ頂きご入講を賜りますようお願い申し上げます。

五名以上の講員を取り纏めて頂くご代表様は講元（団体の代表）として委嘱致し、講員の皆様に年末に特別記念品をお送りする等様々な特典がございます。

また、正講員(個人)の皆様には梅講員以上へご変更頂き、是非 5 月 10 日斎行の本えびす講社太々神楽祭にご参列頂きたく存じます。

何卒ご理解の上、宜しくようお願い申し上げます。※本えびす講社規約と合わせてご確認ください。

[待遇の変更点]

① 正式参拝の奉仕は、祈禱殿から拝殿に変更となります。

- ・ 変更にともない正式参拝の受付場所が平成 26 年 4 月 1 日より祈禱殿から社務所内の講社本部に変更となります。なお、祭典・行事の都合により祈禱殿に於いて奉仕する日時もございます。拝殿での正式参拝をご希望の際は事前にお問い合わせ頂きますようご案内申し上げます。

② 平成 29 年 3 月末日をもちまして、正講員(年講費 1,000 円)の待遇を終了致します。また、各講の正式参拝の回数を以下の通りとさせていただきます

区分	正式参拝(新待遇)
松(年講費30,000円)	年間15回まで
竹(年講費10,000円)	年間10回まで
梅(年講費 5,000円)	年間10回まで

- ・ 平成 26 年 3 月末日をもちまして正講員への新規入講の受付は終了とさせていただきます。
- ・ 正講員への撤供の授与は平成 28 年中にお祀り頂く分(平成 27 年 12 月送付)を最終とさせていただきます。
- ・ 平成 26 年 4 月 1 日以降、講金の未納などの理由を含めた退会後の正講員への再入講はご遠慮下さい。
- ・ 正講員の個人の方は梅講員以上へ、また 5 名以上の講団体内の方は鶴講員以上（講元の方は梅講員以上）に変更をお願い致します。

③ 講元待遇を以下の通り変更させていただきます。

- ・ 講元様が率いる団体でのご参拝は特別待遇にてご参拝頂けます
- ・ 年末にお送り致しておりました講元特典の撤供を改め、講元様へ団体人数分の特別記念品を授与致します。
※新待遇の講元様には平成 27 年度(平成 26 年 12 月発送分)から授与致します。
※旧待遇の講元様には待遇変更後の平成 30 年度(平成 29 年 12 月発送分)から授与致します。

④ 新たに「鶴講員(年講費 2,000 円)」を新設します。

- ・ 5 名以上の講員をお取りまとめ頂く団体で、梅講員以上の講員代表(講元)をお定め頂いた団体内でのみご入講頂けます。

【例】…梅講員 1 名(講元)+鶴講員 4 名 ・ 松講員 1 名(講元)+梅講員 2 名+鶴講員 2 名 など

- ・ 鶴講員個人での正式参拝の奉仕は 1 月 1～3 日と 1 月 9～11 日の間のみとさせていただきます。
- ・ お下がりには本えびす大麻・本えびす守・福箸 1 膳の 3 点で、年末発送分には屠蘇とお茶券が付きます。
- ・ 年末の撤供や講金の請求書・領収証、祭典の案内状などは従来通り講元様の住所へ一括送付させていただきます事ご了承下さい。

[新待遇への変更時期]

上記変更点のうち、①は平成 26 年 4 月 1 日から、全本えびす講員を対象に変更となります。

②・③・④につきましては《平成 26 年 3 月末日以前にご入講頂いた方》に限り、平成 29 年 4 月 1 日から新待遇へ変更させていただきます。

入講日	平成26年4月1日から	平成29年4月1日から
平成26年3月末日以前の入講者	旧待遇※①を除く	新待遇
平成26年4月1日以降の入講者	新待遇	新待遇

[お 願 い]

新待遇への変更にともない、従来の正講員の待遇は平成 29 年 3 月末日をもって終了致します。大変恐縮ではございますが、個人・4 名以下の団体内の正講員の方々におかれましては梅講員以上へのご変更を、5 名以上の団体内の正講員の方々におかれましては鶴講員以上(講元は梅講員以上)へのご変更をご検討下さいますようお願い申し上げます。

本えびす講社についてのご質問は西宮神社講務課 (Tel.0798-33-0321) までお問い合わせ下さい。

西宮神社付属本えびす講社規約 平成26年4月1日改正

- 第一条 (名称)本講を西宮神社本えびす講社（以下本講という）と称する
- 第二条 (所在地)本講事務所を西宮神社（兵庫県西宮市社家町）内に置き本えびす講社本部と称する
- 第三条 (目的)本講は西宮大神を信奉し本講の趣旨に賛同するものによって組織し講員相互の連帯を図り敬神生活を実践し商売繁盛・大漁満足・福德円満・家内安全等を祈り ひいては西宮大神のご神徳昂揚に寄与するをもって目的とする
- 第四条 (事業)本講は前条の目的達成の為に次の事業を行う
- 一、 本社で毎朝夕の日供祭及び毎月一・十・二十日の月次祭並びに毎年五月十日に本えびす講社太々神楽祭を行い講員の特別祈禱を齋行する
 - 二、 毎年一回西宮神社神符供物を頒布する
 - 三、 祭典行事の案内を行い本社参拝を奨励する
 - 四、 講演並びに機関紙をもってご神徳の昂揚 敬神崇祖の道統を宣揚する
 - 五、 その他講員の繁栄と本講の隆盛を図るための事業を行う
- 第五条 講員を下の四種に分ける
(個人・団体講員)
- 一、 松講員 二、 竹講員 三、 梅講員
- (団体講員)
団体講員とは講元が取り纏める団体の待遇とし、講元とは個人・団体講員を含む五名以上を取り纏める梅以上の講員とする
- 四・鶴講員
鶴講員とは講元が取り纏める団体内のみの待遇とする
- 第六条 本講に加入しようとする者は住所 氏名 生年月日 講員種別等を明記して申し出ること
また講元はこれを取り纏めて講員名簿を添えて申し出ること
- 第七条 講金は別途に定めるに依り毎年納付するものとする
但し三年次以上滞納の場合は講員の資格を喪失することがある
- 第八条 本講に加入した場合は直ちに本部に備付の本えびす講名簿に登録し講員証が交付される
- 第九条 講員が本社参拝をする時は講員証を持参すれば下に定めた回数の中で正式参拝ができる。(年間(四月一日～翌三月三十一日)に松講員十五回、竹・梅講員十回・講元としての参拝については上限を設けない。鶴講員が個人で参拝する場合は年末年始の特別昇殿参拝のみ受けることができる。)
- 第十条 講員が登録した事項に変更を生じた時は速やかに届けなければならない
- 第十一条 講員が死亡或いは退講のときは代理人若しくは本人が講員証を添えて届けなければならない
- 第十二条 本講には下の役員並びに職員を置く
- 一、 本部長 二、 事務局長 三、 事務局員
- 第十三条 本部長は西宮神社宮司とし本講一切のことを統括する
- 第十四条 事務局長・事務局員は西宮神社講務課長・課員とし、上司の命を受け本講一切のことを処理する
- 第十五条 講元は本部長が委嘱し、委嘱状を発行す
また講元が取り纏める団体にて本社に参拝時は特典を受けることができる。
- 第十六条 講元及び講員で功績顕著と認められた場合は本部長は適時これを表彰する
- 第十七条 特に功績ある講元または講員の慶弔に対して本部長名または講社本部名をもって祝意或いは弔意を表するものとする

*旧・正講員は平成26年3月31日をもって入講募集を停止しますがその待遇は平成29年3月31日までは有効とします。